



死亡した者の 年分の地価税の申告書付表

- この申告書付表は、死亡した人の地価税について相続人及び包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
- この申告書付表は、死亡した人について作成した地価税の申告書とともに（この付表を1枚目にして）提出します。
- この申告書付表の書きかたについては、裏面を参照してください。

税務署長殿 年 月 日提出

○ 申告書の提出先は、死亡した人の住所地等を所轄する税務署です。

1 死亡した者の納税地・氏名等

納 税 地	氏 名	死 亡 年 月 日

2 相続人等の住所・氏名等（相続を放棄した人は記入の必要はありません。）

住 所 又 は 居 所	(フリガナ) 氏 名	続 柄	年 齢	職 業	電 話 番 号	相続の開始があったことを知った日
	あ	印	歳		()	
	い	印			()	
	う	印			()	
	え	印			()	
	お	印			()	

3 相続人等の代表者の指定（地価税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。）

相続人等の代表者の氏名	
-------------	--

4 相続人等の納める地価税の額

- (1) 死亡した者の納める地価税の額 ① 円
- (2) 相続人等の納める地価税の額

区 分	相 続 人 等 の 氏 名	あ	い	う	え	お
相 続 分 (該当する文字を○で囲んでください)	②	法 定 ・ 指 定	法 定 ・ 指 定	法 定 ・ 指 定	法 定 ・ 指 定	法 定 ・ 指 定
相 続 財 産 の 価 額	③	円	円	円	円	円
地 価 税 の 額 (①×②) (100円未満切捨て)	④	00	00	00	00	00
④の金額のうち申告期限までに納付すべき税額(④-⑤) (※⑥の金額を先に計算します)	⑤	00	00	00	00	00
④の金額のうち第2回目の法定納期限までに納付すべき税額(④× $\frac{1}{2}$) (1,000円未満切捨て)	⑥	,000	,000	,000	,000	,000

5 限定承認の有無（相続人等が限定承認をしているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）..... 限定承認

死亡した者の□年分の地価税の申告書付表の記載要領

4の「(2)相続人等の納める地価税の額」の各欄については、次により記載する。この場合、一緒に申告するかどうかにかかわらず、死亡した者のすべての相続人や包括受遺者（相続を放棄した者を除く。）について記載することに留意する。

(1) 「相続分『②』」欄

遺言により相続分の指定を受けた共同相続人及び包括受遺者は「指定」の文字を、これら以外の相続人は「法定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、指定相続分、包括遺贈の割合又は法定相続分の割合を記載する。

なお、子や直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いる場合や相続人のほか包括受遺者がいる場合などには、各人の割合の合計が1となるように調整した上、その調整後の各人の割合を記載する。

(2) 「相続財産の価額『③』」欄

各人が相続や包括遺贈により取得した積極財産の相続時の時価を記載する。

なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（②欄に記載

されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記載する。

(3) 「地価税の額『④』」欄

この欄には、それぞれ①欄の金額に各人の相続分（②欄に記載されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数は切り捨てる。）を記載する。

(4) 「④の金額のうち申告期限までに納付すべき税額『⑤』」欄

この欄は、先に、次の(5)により⑥欄に金額を記載し、④欄の金額から⑥欄の金額を差し引いた残額をそれぞれ記載する。

(5) 「④の金額のうち第2回目の法定納期限までに納付すべき税額『⑥』」欄

この欄には、それぞれ④欄の金額に2分の1を乗じて求めた金額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）を記載する。

注 「第2回目の法定納期限」とは、地価税法第28条第1項に規定する当該地価税の額から当該2分の1に相当する金額を控除した残額に相当する地価税の納付すべき期限をいう。

〔この申告書付表を修正申告書の付表として使用する場合の記載要領〕

1 4の「(1)死亡した者の納める地価税の額」の①欄は、この申告書付表を修正申告書の付表として使用する場合には、修正申告書の④の「②修正する額」欄の金額を記載する。

2 4の「(2)相続人等の納める地価税の額」の記載については、次の点に留意する。

(1) 「④の金額のうち申告期限までに納付すべき税額『⑤』」欄

この欄には、「④の金額のうち修正申告書の提出日又は提出期限までに納付すべき税額『⑤』」と読

み替えて記載する。

(2) 「④の金額のうち第2回目の法定納期限までに納付すべき税額『⑥』」欄

この欄は、修正申告書の提出が第2回目の法定納期限の日前である場合にのみ記載する。したがって、修正申告書の提出が第2回目の法定納期限の日以後となる場合には、その納付すべき地価税の額（④欄の金額）の全額を⑥欄に記載することになる。